

↳ 期中からの経済的利益

Q : 役員に対する経済的利益で毎月おおむね一定のものは、定期同額給与となり、損金算入できるそうですが、期中から始めたものはどうなりますか？

A : 事業年度を通じて同額であるとする損金算入要件にあてはめると、期中からは認められないものと思われます。

【解説】

経済的利益のうちその利益の額が毎月おおむね一定である次のようなものは、定期同額給与に該当することとされていますが、損金算入されるには、事業年度を通じて同額でなければならないとされていますので、期中からというものについては、慎重に検討する必要があります。

- ① 役員等に対して住宅等を提供した場合における、通常取得すべき賃貸料と実際徴収した賃貸料の額との差額に相当する金額
- ② 役員等に対して金銭を無償又は通常より低い利率で貸し付けた場合における通常取得すべき利率により計算した利息の額と実際徴収した利息の額との差額に相当する金額
- ③ 役員等に対して接待交際費の名義で支給したもののうち、その法人の業務のために使用したことが明らかでないもの
- ④ 法人が役員等を被保険者及び保険金受取人とする生命保険契約を締結してその保険料の額の全部又は一部を負担した場合におけるその負担した保険料の額に相当する金額

